

保険者機能強化アクションプラン（第3期）

1. 保険者機能の更なる強化に向けて

全国健康保険協会（以下「協会」という。）は、保険者として健康保険事業を行い、加入者の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者や事業主の利益の実現を図ることを基本使命としています。

協会は、設立以来、地域の実情を踏まえ、加入者や事業主の意見を反映した、自主自律・都道府県単位の運営により保険者機能を十分に発揮できる新たな保険者をつくる、すなわち「創建」するため、組織基盤の整備に取り組んできました。

設立から8年目を迎える27年度は、医療保険制度改革法により協会の国庫補助率16.4%が期限の定めなく維持され、協会の財政基盤の当面の安定化が実現するとともに、6月には業務・システムの刷新を行いました。この2つの大きな変化によって、協会の設立目的である保険者機能を発揮するための主体的な条件が整いました。

また、平成26年の医療法改正により、地域医療構想の策定にも参画することになるなど、医療保険者が新たに地域の医療提供体制に関与することが法律上、位置付けられました。

このことを受けて、協会は27年度以降、保険者としての基礎固めに注力していたこれまでの延長線上にはない、新たなステージに入ることとなります。

第3期の「保険者機能強化アクションプラン」は、この新たなステージで保険者機能を発揮する協会にとっての3年間の中期的な計画であり、保険者が果たすべき役割を実現するため、保険者としての機能を「**基盤的な機能**」及び「**戦略的な機能**」と分類することで明確にし、「**戦略的な機能**」である加入者及び事業主に対してあるいは地域の医療提供体制に対して、協会から直接的に働きかけを行う業務をさらに強化することを目的としています。

このプランにおいては、さらに創造的な活動を拡大するため、支部においては対外的な発信力の強化、本部においては内部的な牽引力の強化に重点を置き、今後、保険者として実現すべき目標「**医療等の質や効率性の向上**」「**加入者の健康度を高めること**」「**医療費等の適正化**」それぞれの目指すべき姿に向けて、支部・本部それぞれで具体的に講じていくべき施策を明確にしました。

第3期の「保険者機能強化アクションプラン」に基づき、平成29年度までを目途に保険者機能の強化を図ります。

2. 保険者機能強化アクションプラン（第3期）の全体像

協会の基本理念

保険者として、健康保険及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図ることを基本使命としています。

基本 コンセプト

- 加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- 加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- 加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- 被用者保険の受け皿としての健全な財政運営

H27年度～

- 医療保険制度改革による国庫補助率16.4%の恒久化等
- 業務・システムの刷新

保険者機能の実施

協会の基本理念の実現
（＝保険者が果たしている（果たすべき）役割・機能の実現）

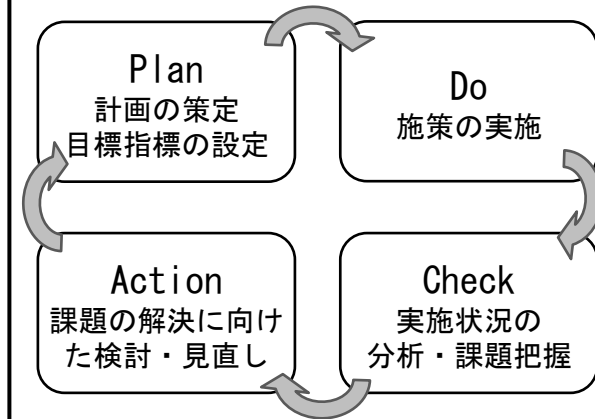
戦略的な機能

- 医療の質や効率性向上のための医療提供体制への働きかけ
- 保健事業等を通じた加入者の健康管理、健康増進
- 広報活動による加入者への医療情報の提供、疾病予防

基盤的な機能

- 加入者の加入手続きと資格管理、加入者サービス
- 保険給付額等に見合った保険料の設定、徴収
- レセプトと現金給付の審査及び支払

運営に対するPDCAサイクル



アクションプラン
策定による
戦略的な機能の強化

アクションプランを通じて実現すべき目標

- I 医療等の質や効率性の向上
- II 加入者の健康度を高めること
- III 医療費等の適正化

実施期間

- 期間については平成29年度までの3年間を想定。
- 定期的の実施状況の確認を行う。

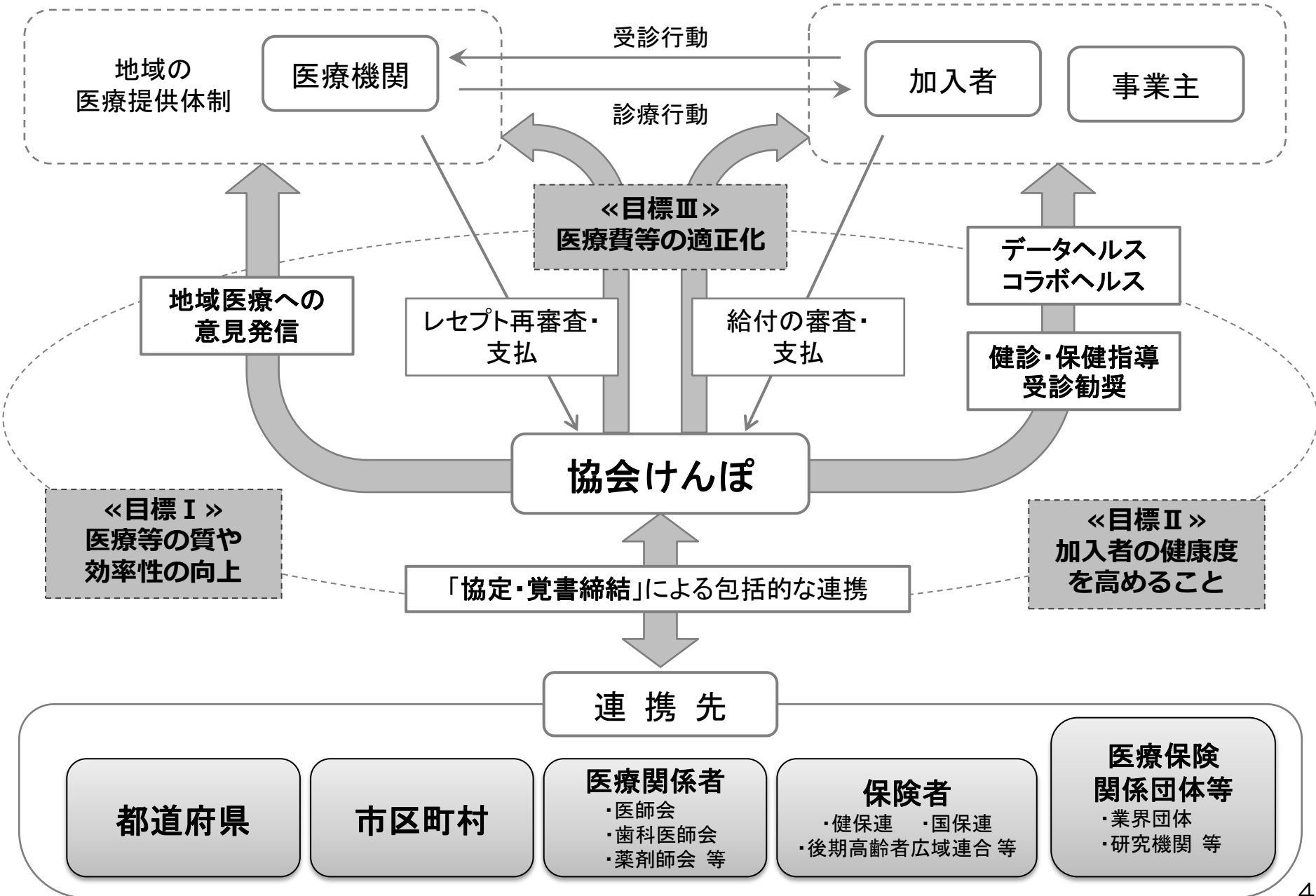
3. 保険者機能強化アクションプラン（第3期）の骨子

アクションプランを通じて実現すべき目標	Ⅰ 医療等の質や効率性の向上	Ⅱ 加入者の健康度を高めること	Ⅲ 医療費等の適正化
目標実現に向けた着目点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者の医療の選択の質の向上 ・ 患者（加入者）の満足度の向上 ・ 必要な医療・介護サービスの確保 ・ 医療提供体制等を効率化するための働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者の健康状態の把握 ・ 加入者の健康増進、疾病予防 ・ 事業所における健康づくりを通じた健康増進 ・ 早期治療の促進 ・ データヘルス計画の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者の健康増進、疾病予防（再掲） ・ 医療提供体制等を効率化するための働きかけ（再掲） ・ 同質ならばより安価な手段の選択 ・ 不適切な利用や不正行為の防止

I・II・III共通の目標を達成するための保険者機能強化アクションプランの基盤強化

基盤強化に向けた着目点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人材育成等による組織力の強化 ・ 調査研究に関する環境整備 ・ 加入者・事業主との双方向のコミュニケーション ・ 外部有識者との協力連携
-------------	---

4. 保険者としての活動範囲の拡大と関係機関との連携強化



5. 具体的な施策 《目標Ⅰ 医療等の質や効率性の向上》

<目指すべき姿>

- 医療・介護を必要とするすべての人に対して地域の実情に応じて質が高く効率的な医療・介護サービスが提供される。
- 医療提供体制等の在り方について、保険者として加入者・事業主を代表した立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関へ働きかけや意見発信を行う。

<アウトカム指標>

- 今後指標を検討

<具体的な施策>

(1) 医療等の質や効率性の向上のための調査研究等

《支部》

- 人口構造の高齢化や疾病構造の変化を踏まえ、地域ごとの受療行動、医療提供体制等の現状とそれらの相互関係、今後の動向を把握する。
- 支部の取組みに必要な知見・データの集積・検証を図り、必要に応じて、それらの集積検証結果を自らの取組みに反映するとともに本部に意見発信を行う。

《本部》

- 医療提供体制等に係る国や都道府県をはじめとする関係者の動向を情報収集し、各支部での対応の支援を行う。
- 支部に対して、医療提供体制等に係る地域の実情を可視化した統計データの一覧の提供を検討する。
- 経済・社会、国における政策等の動向を見ながら必要な対応が適切にとれるよう、知見・データの集積・検証を図る。

(2) 意見発信及び政策提言に必要となる加入者・事業主への情報提供

<関連指標>

《支部》

- 医療提供体制等に係る分析結果や病床機能報告をホームページに公表する等、医療・介護に関する情報を提供する。

《本部》

- 支部が各種情報提供を行うための基礎となるデータを提供する。
- 医療の質を可視化するための指標に関する調査研究について検討を行い、分析結果をホームページに公表する等、医療・介護に関する情報を提供する。

(3) 医療・介護の情報に基づく意見発信及び政策提言

《支部》

- 都道府県の医療審議会や地域医療構想調整会議等の医療提供体制等に係る検討の場に参画し、加入者・事業主の意見を反映した意見発信を行う。
- 保険者協議会において、医療提供体制等に応じて他の保険者と可能な範囲内でデータを共有し分析を行う。健保連、国保連、後期高齢者広域連合等の他の保険者と連携・協同した政策提言を行う。

《本部》

- 中央社会保険医療協議会をはじめとする各種審議会において、質が高く効率的な医療・介護サービスが提供できる体制ができるように意見発信を行う。
- 各支部が医療審議会等の医療提供体制等の検討の場へ参画できるよう、国に対して働きかけを行う。
- 健保連、国保連、後期高齢者広域連合等の他の保険者と連携・協同した政策提言を行う。

- 医療計画策定の場への参画支部数
- 地域医療構想調整会議への参画数
- 政策提言の実施回数

5. 具体的な施策 《目標Ⅱ 加入者の健康度を高めること》

<目指すべき姿>

- 加入者の健康管理をサポートし、健康に関する情報や健康相談を早期に受けられるようにする。
- 従業員の健康づくりに取り組む事業所が自らの取組みを評価でき、健康づくりの取組みが優れた事業所が評価される仕組みを構築する。
- 健康づくりに関するエビデンスの構築や指標づくり、インセンティブの付与を行うことで加入者にとってより良い選択ができる。
- 加入者の生活習慣病の発症予防、重症化予防の推進を中期的な期間で計画的に行い、医療費等の適正化に寄与する。

<具体的な施策>

(1) データヘルス計画の実現（施策（2）～（6）の実現に向けた包括的な計画の着実な実施）

《支部》

- 26年度に策定したデータヘルス計画について、PDCAサイクルを的確に回し、地域の実情に応じた効果的な保健事業を進める。

《本部》

- 各支部のデータヘルス計画の進捗状況を確認し、計画が円滑に実施できるように支援する。

(2) データ分析による効果的な保健事業の実施

《支部》

- 本部が提供する業種・業態別の健診データ、市町村別の健診データを用いて、地域の実情に応じた分析を実施する。

《本部》

- 健診データによる保健指導の改善効果を分析し、エビデンスを構築する。
- 健康づくりに関する取組みが事業所間で比較できるような仕組み、評価指標を構築する。

《本部・支部共通》

- 公衆衛生学会や産業衛生学会等に参加し、医療費分析や健診・保健指導の成果等の政策研究を発表する。

(3) 特定健康診査・特定保健指導の着実な実施

《支部》

- 特定健康診査実施率、保健指導実施率が低い支部においては、格差縮小に向け、実施率向上に向けた施策を検討する。
- 支部における先進的な取組みについては、本部にフィードバックする。

<アウトカム指標>

- 特定保健指導利用者の改善率
- メタボリックシンドローム該当者および予備軍の減少率
- 人工透析移行者の割合（（5）関連）

<関連指標>

- 各支部のデータヘルス計画の目標指標の達成状況

- 学会での発表回数

- 特定健康診査実施率
- 保健指導実施率

《本部》

- 特定健康診査実施率、保健指導実施率の支部間格差について、原因分析を行い、実施率向上に向けた施策を検討する。
- 支部による特定健康診査実施率、保健指導実施率向上のための積極的な取組みを促す仕組みを検討する。
- 保健師、管理栄養士の採用や、保健指導の外部委託先の拡充を通じて、加入者への保健指導、健康相談等の提供体制の整備を進める。

＜関連指標＞

- 特定健康診査実施率、保健指導実施率の支部間格差
- 外部委託先の機関数

(4) 事業所における健康づくりを通じた健康増進

《支部》

- 事業主が主導して会社ぐるみで健康づくりに取り組む健康宣言等、事業主による従業員の健康づくりをサポートする。
- 都道府県等と連携し、健康づくりに積極的に取り組んでいる事業所の認定及び表彰を行う。

《本部》

- 事業所カルテの指標を充実させるとともに、事業主が従業員の健康課題等を把握できるツールの導入を検討する。
- 健康宣言等、従業員の健康づくりに事業主が積極的に取り組める施策の展開を図る。
- 健康づくりに関する取組みが事業所間で比較できるような仕組み、評価指標を構築する。

- 健康宣言等の事業所数
- 認定及び表彰事業所数
- 事業主が従業員の健康課題等を把握できるツールの導入支部数

(5) 重症化予防等の先進的な取組みの実施

《支部》

- 保険者が医療機関と連携して保健指導を実施する取組みとして、糖尿病性腎症患者の重症化予防等の対策を検討する。

《本部》

- 支部で実施している先進的な重症化予防等の取組みの全国展開を検討する。

- 実施支部数
- 人工透析移行者の割合

(6) 国や関係機関と連携した保健事業の推進

《支部》

- 地方自治体、医師会等の医療関係団体、中小企業団体との間で包括的な協定等を締結し、連携の強化を図るとともに、健診・重症化予防等の保健事業を協同で実施する。
- 地方自治体や大学等の教育機関と連携し健康づくりに関するセミナーやシンポジウムを開催する。

《本部》

- 協会の健康づくりの取組みを保健事業に係る検討会等で積極的に発信し、国の政策に反映させる。
- 従業員の健康づくりを普及するため、経済団体等の関係機関や国との調整、連携を進める。

- セミナーやシンポジウムの開催回数

5. 具体的な施策 《目標Ⅲ 医療費等の適正化》

＜目指すべき姿＞

- 医療費等の負担が将来的に過大とならないように、医療費等の伸びを抑え、加入者が安心して医療・介護サービスが受けられる。
- 医療・介護に関する情報を提供することで、加入者が疾病予防等を図り、医療等を受ける際は質が高く安価な医療等の選択ができる。
- 医療費等の適正化を通じて、協会の保険財政の安定化を図る。

＜アウトカム指標＞

- ジェネリック医薬品の使用割合
(その他の指標は今後検討)

＜具体的な施策＞

(1) ジェネリック医薬品の使用促進

《支部》

- ジェネリック医薬品の使用割合が低い支部では、格差縮小に向け使用促進に係る施策を検討する
- 地域ごとのジェネリック医薬品の使用状況の分析を実施し、新たな施策の取組みや都道府県をはじめとする関係者への意見発信に活用する。
- ジェネリック医薬品に関するセミナーの開催により、使用促進を図る。

《本部》

- ジェネリック医薬品の使用割合の都道府県間格差について分析し、格差縮小のための取組みを検討する。ジェネリック医薬品軽減額通知の対象者を拡大するなどの使用促進策を検討する。
- ジェネリック医薬品の使用促進のため、国への働きかけを推進する。国や関係機関と連携したジェネリック医薬品の広報や普及啓発に努める。

《本部・支部共通》

- ジェネリック医薬品の使用促進のために、医療機関や調剤薬局ごとの使用割合等のデータを活用し、医療提供側への働きかけを行う。

＜関連指標＞

- ジェネリック医薬品使用割合（支部間格差）
- 軽減額通知による軽減効果額

(2) レセプト、現金給付等の審査強化

<関連指標>

《支部》

- 柔道整復施術療養費の照会業務の強化などを含めた、適正受診のための利用者への働きかけを強化する。

《本部・支部共通》

- レセプト点検、現金給付の審査、債権回収等の業務の能力向上を図る。
- 医療費適正化をさらに推進するため、レセプト点検、現金給付の審査、債権回収等の業務の強化を図る。

- レセプト点検効果額
- 柔道整復施術療養費にかかる文書照会件数
- 債権回収率

(3) 医療機関の適切な利用を促す広報活動

《本部・支部共通》

- 加入者や患者に対し、疾病予防・健康情報、医療機関の選択に役に立つ情報を提供する。
- 医療機関の適切な利用、はしご受診の防止等、加入者に対し医療・介護サービスを適切に利用するための啓発に努める。

(4) 各種審議会での意見発信

《支部》

- 各支部が都道府県の医療費適正化計画に係る検討会、後発医薬品使用促進協議会等の審議会へ参画し意見発信を行う。

《本部》

- 保険財政の安定を図るため、知見・データの集積を図るとともに医療・介護保険制度の改善のための検討を進める。

《本部・支部共通》

- 関係する審議会において、加入者・事業主の利益が反映されるような意見発信を行う。

- 医療費適正化計画に係る検討会の参画支部数
- 後発医薬品使用促進協議会の参画支部数

5. 具体的な施策 《Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの目標を達成するための基盤強化》

<基盤強化に向けた着目点>

- 保険者機能強化アクションプランの目標を達成するため、「人材育成等による組織力の強化」、「調査研究に関する環境整備」、「加入者・事業主との双方向のコミュニケーション」、「外部有識者との協力連携」等から基盤強化を行う。

<具体的な施策>

(1) 人材育成等による組織力の強化

《本部》

- 組織の要となる人材を育成するために支部担当者の研修を充実させる。特に重要性が増大する創造的な活動に必要となる人材育成及び予算の配分を充実させる。
- 支部が参画する審議会、協議会等において、適切な意見発信を行うための基盤整備、人材育成に努める。

《支部》

- 責任感をもって創造的な活動ができる人材を育成する。創造的な活動に携わる各支部の実務者レベルの担当を増やす。
- 関係機関と調整・協働ができる交渉力をもった人材、関係する審議会、協議会等において適切な意見発信できる人材を育成し、地方自治体等の施策に反映させる。

(2) 調査研究に関する環境整備

《本部》

- 協会が保有するレセプトデータや健診データを効果的・効率的に分析ができる環境整備を行う。

《支部》

- 医療の質や効率性の向上、生活習慣病リスクに応じた行動変容の状況、保健指導の効果、医療費適正化等、業務の発展に資する調査研究を図る。

(3) 加入者・事業主との双方向のコミュニケーション

<関連指標>

《本部》

- 加入者アンケートや協会のモニター、SNS等を活用し、加入者・事業主との双方向のコミュニケーションを行い、加入者・事業主のニーズに合致した施策の検討、実現を図る。

《支部》

- 健康保険委員研修会やセミナー、対話集会、メールマガジン等の機会をとらえて加入者・事業主との双方向のコミュニケーションを行い、加入者・事業主のニーズに合致した施策の検討、実現を図る。

- メールマガジンの新規登録件数

(4) 外部有識者との協力連携

《本部・支部共通》

- 協会が主体となり、大学等の研究機関の有識者と協力連携し、業務に資する政策指向的な調査研究を実施する。

(5) パイロット事業の積極的な実施と全国展開

《本部》

- パイロット事業を活用して、新たに効果的な施策を検討し、協会において有益な事業については全国展開を図り、成果を外部へ発信する。

《支部》

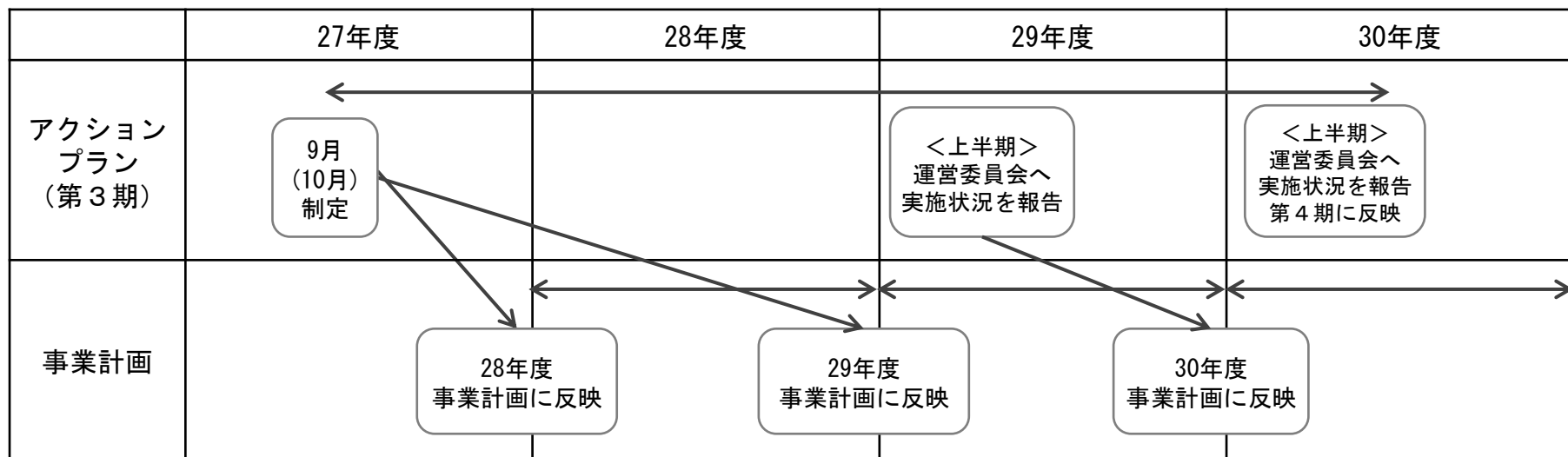
- パイロット事業の提案を通じて、新たに効果的な施策を検討し、実施する。

- パイロット事業で全国展開した件数

6. 実施状況の報告・評価について

- 保険者機能強化アクションプラン（第3期）の実施状況については、以下のスケジュールのとおり、定期的に運営委員会に報告し、意見・評価を受ける。
評価にあたっては、アウトカム指標と照らし合わせて、どの施策が有効であったかを検討する。
- 具体的には、27年9月（10月）制定後から28年度末までの実施状況を29年度上半期に、29年度の実施状況を30年度上半期の運営委員会に報告し、運営委員会での意見・評価については次年度の事業計画や保険者機能強化アクションプラン（第4期）（仮称）に反映させる。
- 運営委員会への報告にあたっては、以下の報告フォーマットを使用する。

（1）実施状況の報告・評価のスケジュール



（2）実施状況の報告フォーマット

アクションプランの 取組事項	27年9月（10月）～28年度末		29年度末	
	実施状況	運営委員会での 評価・意見	実施状況	運営委員会での 評価・意見